

主婦のくらしと物価

No.136

平成19年3月号

愛媛県



平成18年度の特徴的な消費生活相談の概要

見守り新鮮情報

発行：内閣府、企画・編集：(全国消費生活協会)



この見守り情報は、内閣府が発行しているもので、全国各地でいま起きている「高齢者に関するトラブル情報」を収集・編集し、高齢者や周りの方々が高齢者を見守るときに、役立つように、高齢者のトラブルの実情や、分かりやすい防止策などが配信されています。

第1号 (18.8.30) 30万円もの「温泉効果のある石」を売りつける被害発生

<被害内容> 18年8月頃から九州地方で、高齢者に30万円もの「温泉効果のある石」を売りつける被害が出ています。業者は最初に「換気扇を1000円で掃除します」と電話をかけ、掃除後「汚れている壁や天井も掃除すると9万円かかるが、石を買ってくれたら、掃除は無料にしてあげる」「石は一生もの。自宅のお風呂が温泉になる」などと言い、「石」を売りつけています。

<ひとこと助言> 換気扇の掃除を口実に家に入りこみ、温泉の話で気を引き、その上、高齢者が苦手の壁・天井の掃除を無料にして、高い買物をさせる手口です。全国に広がる可能性もあります。石の温泉効果は全く信用できません。キッパリ断りましょう。

第2号 (18.9.12) 展示会に行くたびに、着物などを次から次に買わされる！

<被害内容> 18年9月、関東地方で、ひとり暮らしの高齢者が展示会に誘われ、着物、スーツ、ネックレスと、次から次に買わされる被害が増えています。展示会では営業マン数人が、着物姿を「とても似合う」とほめちぎり、商品を買うと、食事会、屋形船、観劇などに招待しておだててくれます。その上でまた展示会に誘い、次の商品を買わせる手口です。着物、ネックレスなど12点、400万円以上を買わされた被害まで出ています。

<ひとこと助言> 見るだけでいいからと言って展示会に誘い込み、下にも置かない接待をして、機嫌をとって契約させる手口です。ご招待は高い商品を買わせるためのワナです。一度契約すると次から次へと勧誘されます。キッパリ断りましょう。心配な時は、お近くの消費生活センターに相談してください。

第3号 (18.9.22) 「人を紹介すれば月に8万円の収入」と勧誘される被害広がる！

<被害内容> 18年9月頃から、中国地方で、聴覚障害のある高齢者に、同じく聴覚障害者の友人が「月に8万円の収入」と誘って、50万円もする「パソコンソフト」を売りつける被害が広がっています。パソコンを持っていない人にも、「パソコンのオンラインゲームは利益が多い。ソフトを買ってくれる人を紹介すれば、月に8万円の収入になる。」と誘います。友人の言うことなので、すっかり信用して、50万円支払ってしまう被害が増えています。

<ひとこと助言> 障害者の強いつながりを巧みに利用し、人を勧誘すれば利益が出ると勧誘する手口です。勧誘している人も、友人に誘われて被害にあっていることが多く次から次に被害が拡大する危険性があります。パソコンソフトを売るといっても難しく、必ず収入が得られるとは限りません。被害にあわない前にキッパリと断りましょう。

第4号 (18.9.29) 「血液サラサラ」にするブレスレットを20万円を買わされた！

<被害内容> 18年9月頃から東北地方で、高齢者に「血液をサラサラにする効果」とあって、20万円ものブレスレットを買わせる被害が出ています。

商店街で「血液サラサラ検査」の旗を立てて、通りがかった高齢者に「血液大丈夫ですか」「無料で調べますよ」と声をかけます。顕微鏡につないだパソコン画面を見せ「あなたの血液はドロドロ」「寿命が短い」と不安にさせ、商品のブレスレットを腕にはめさせて「ほらこれでサラサラになった」「長生きしますよ」と言って、ブレスレットを売りつけています。

<ひとこと助言> 科学的な検査を装って、ブレスレットに「血液サラサラ効果」とあって信用させる手口です。九州でも同じような売り方で、「血液サラサラ健康食品」を買わされた被害が出ています。

全国に広がるおそれがあります。健康に不安がある場合は自分で判断せずに、医師の診察を受けましょう。商品の効果はわかりません。被害にあわないようにキッパリ断りましょう。

第5号 (18.10.12) **「NPOの環境保護団体」をかたり、浄水器を売りつける被害発生!**

<被害内容> 18年9月頃から、関東地方で、「NPOの環境保護団体」を名乗り、「水道水のアンケートをお願い」と高齢者宅に電話をかけてきます。翌日「アンケートのお礼に、無料で浄水器を取り付ける」と訪問し、家の中に入り込みます。その後3時間以上も「水道水を飲むとガンになる」「この浄水器を使えば一生健康でいられる、安い買物だ」などと言って、約70万円もの浄水器を売りつけるものです。

<ひとこと助言> 「NPO」や「環境保護団体」の名をかたることで高齢者を信用させ、「アンケートのお礼」を口実に家の中に入り込み、高額な浄水器を売りつける手口です。浄水器の効果はわかりません。「帰って」と言っても業者が居座る場合は警察に通報しましょう。

第6号 (18.10.16) **「息子に良縁がある」と言って130万円もの印鑑を売りつける!**

<被害内容> 平成18年9月頃から、九州地方で、一度表札を購入したことがある業者が訪れ、「無料で姓名判断をしてあげる。よく当たる先生を連れてきた」と言って、家の中に入り込みます。その後長時間にわたり、「災いを招く家相だ」「息子が早死にする」と不安にさせ、「これを作れば神様が守ってくれる」「独身の息子に良縁がある」と言って、130万円もの印鑑を売りつけるものです。

<ひとこと助言> 表札の購入をきっかけに「姓名判断」と称して家の中に入り込み、不安をあおりたてたり、「運が開ける」などと言って高額な印鑑を売りつける手口です。一度応じるとさらに次々と品物を売りつけられる可能性があります。注意しましょう。

第7号 (18.11.9) **『展示会でアルバイト』のはずが、次々と着物を買わされる被害多発!**

<被害内容> 平成18年9月頃、東北地方で、日給5000円の着物展示会のアルバイトのはずが、展示会場の中では、他の販売員から口々に「この着物を着て接客すれば売り上げNo1」「アルバイト料で簡単に払える」と勧められます。断っても聞き入れられず500万円以上も買わされる被害まで出ています。

<ひとこと助言> アルバイトと称して人集めをし、仕事に必要ななどと言い複数のクレジットを組ませ、次々と着物を売りつける手口です。なかにはアルバイト料も貰えず、購入したはずの着物も届かず、クレジットの支払いのみが残る被害も多発しています。全国に同様の被害が広がる恐れがあります。

第8号 (18.11.24) **買ってもいないのに『金塊を預かっている、至急連絡を』との手紙が届いた!**

<被害内容> 平成18年10月頃から、北陸地方で、父が亡くなって数日後、宝石販売会社を名乗るところから、お悔やみの言葉と父の金塊を預かっているので連絡してほしい旨の手紙が届いた。買ったとも聞いていないし、販売会社にも心当たりがない。連絡先は携帯電話番号になっていた。

<ひとこと助言> 新聞のお悔やみ欄を見て手紙を送りつけてきたものと思われます。お悔やみ欄には亡くなった方の氏名、住所、葬儀日程などが掲載されています。少しでも不審に思ったら業者に連絡しないことです。

第9号 (18.12.7) **「この水を使えば、洗剤が不要になる」と言われ、万能水を作る機械を買わされた!**

<被害内容> 平成18年10月頃から、東北地方で「市販の洗剤は危険」「安全な重曹洗剤を無料進呈」最初に電話があります。次に、訪れたセールスマンからこれで作った万能水は、「洗剤も不要、何にでも使える安全な水」「アトピーや神経痛にも効く」と言われ、50万円もする機械を買わされるものです。

<ひとこと助言> 「洗剤の無料進呈」を口実に家の中に入り込み、実際には水道水から「安全で万能な水」を作るという機械を売りつける手口です。商品の効果はわかりません。

第10号 (18.12.22) **「国民健康保険からの補助で商品代はタダ」などと言われ、敷布団とクッションを買ったが、ウソだった!**

<被害内容> 平成18年12月頃から、四国地方で、「100円で何でも買える、集会所に集まってほしい」と勧誘され、集会所に向くと「ゲルマニウム入りの商品を使えば健康で長生きできる」、「国民健康保険の補助でタダになるが、とりあえず立て替えてほしい」と言われた。実際は、商品代8万円を支払う契約になっていた。

<ひとこと助言> 「100円で何でも買える」と高齢者を誘い、会場では国民健康保険の名を出すことで信用させ、「体にいい、タダになる」などと言って、商品を買わせる手口です。今回はクーリング・オフにより、無条件解除できましたが、うまい話には気をつけましょう。

第11号 (19.1.15) 『裁判通知書』が届き、財産を預ければ裁判を回避できると言われ、全預貯金を送金したら、架空請求だった!

<被害内容> 平成18年12月頃から、中国地方で、財団法人を名乗るところから『民事訴訟裁判最終通知書』と書かれたハガキが届いた。ハガキ記載の電話番号に連絡すると「裁判所が現金と預貯金を差し押さえる」、「当社に財産を預ければ裁判沙汰にならない、預かったお金はあとで返す」などと言われ、指示通り2300万円を送金したが、指定日までに返金されず、だまされた。

<ひとこと助言> 公益法人を装うことで信用させ、『訴訟、差押え、強制執行、勤務先への連絡』などをハガキに書くことで不安に陥れ、本人から問い合わせの電話をかけさせる架空請求の手口です。連絡すると根拠のない多額のお金を請求されたり、電話番号などの個人情報を知らせることになるので絶対に連絡してはいけません。

基本的には無視することですが、それでも脅迫されたり、しつこい請求がある場合は警察に通報し、届いたハガキなどは証拠として保管しておきましょう。少しでも不安がある場合は消費生活センターに相談してください。

第12号 (19.2.8) 手相鑑定で不安に陥れ、印鑑を買わされる被害発生!

<被害内容> 平成19年1月頃、関東地方で、突然、自宅を訪問した女性から「キャンペーン中なので手相鑑定料を安くする」と言われ見てもらったところ、「事務所に来ればもっと詳しく見てあげる」と言われた。後日、事務所に行くと「子どもが大病する、印鑑を作れば災難を免れる」など4時間も勧誘され、何度も断ったが、仕方なく安いほうの9万円の印鑑を買ってしまった。

<ひとこと助言> 手相鑑定、姓名判断と称して本人に近づき、不安をあおりたてたり、災難を免れるなどと言って高額な印鑑を売りつける開運商法と呼ばれる手口です。一度応じると数珠、アクセサリーなど次々に売りつけられる恐れがあります。

今回のケースはクーリング・オフ期間を過ぎていましたが、販売方法などの問題点を指摘し、無条件解約となりました。

(詳細や今後の情報は、内閣府のホームページ「消費者の窓…新着情報、をみて下さい。)

県内での事件や業務停止となった事例

- ①住宅リフォーム会社「エムアイ」等によるリフォーム詐欺事件で、松山地方裁判所は、会社員5人に対し、有罪判決を言い渡した。(平成18年10月17日)
- ②四国で無認可で共済事業を行っていたベルル生命医療保障共済会(本部・徳島市)が突然営業を停止、徳島・高知県警が本部や各支部など12箇所を家宅搜索し、会員から集めたとされる約35億円の調達方法や用途を解明する方針(平成18年11月6日)
- ③特定商取引に関する法律に違反した布団の訪問販売業者(有)ジブリコーポレーション(名古屋市)に対し愛媛県が業務停止命令(3箇月)(平成19年1月11日)
- ④南宇和郡愛南町の真珠養殖業者「キュート」の養殖投資における損害賠償請求に対し、仙台地方裁判所は請求どおり6,700万円の支払いを命じた。(平成19年1月18日)

※不安に感じたらすぐに身近な人に相談しましょう!

※クーリング・オフの方法は、NTT西日本のハローページマメ知識又はタウンページマメ知識に掲載していただきましたので、活用してください。



身近になった!?!「投資信託」

米田功法律事務所 弁護士 丸山 征寿

1 「投資信託」とは

①「投資信託」とは、「投資家から集めた資金を1つにまとめて大きな資金として、運用の専門家が株式や債券などに投資・運用する仕組みで、その運用成果が投資家それぞれの投資額に応じて分配される仕組み」のことをいいます。投資信託には、細かく分け始めると様々な種類がありますが、大きく分けて「株式投資信託」「公社債投資信託」の2種類があります。

「株式投資信託」とは、株式を組み入れて運用することができる投資信託です。

「公社債投資信託」とは、株式を一切組み入れず、国債や社債といった公社債を中心に短期金融商品も運用対象とするものです。

最近では、「不動産投資信託（J-REIT）」という、投資家から集めたお金でファンド（投資法人）を作り、そのお金でビルや商業施設などを購入し、それらの不動産を運営管理しながら必要に応じて物件を売却ないし入れ替えるなどして運用することにより得られた収益を投資家に分配する金融商品も現れています。これもまた投資信託の1つといえます。

②投資信託の仕組み

- I 投資信託は、まず、投資信託会社で運用の対象となる株式や債券を組み合わせた商品を作ります。
- II できあがった投資信託は証券会社・投資信託会社・銀行・生命保険会社・損害保険会社・郵便局の金融機関を通じて投資家に販売されます。
- III 投資信託を作った投資信託会社は信託銀行との間で信託契約を締結します。
- IV 販売窓口となった金融機関を通じて集めた資金は投資信託会社が信託銀行に委託します。投資信託会社ではアナリストと呼ばれる調査の専門家が経済・証券市場に関して様々な調査を行い、その調査結果に基づいて、ファンドマネージャーが運用方針や投資対象を決定し、信託銀行に対して運用指図をします。
- V 信託銀行はその運用指図に従って資金を運用し、その結果収益が得られれば、その収益を投資家に還元することになります。

2 「投資信託」への関心

投資信託は、株式や債券への投資ですので、従来は証券会社のみで取り扱っていました。

しかし、平成10年の金融ビッグバンによる規制緩和により、取扱金融機関が同年12月から銀行や生命保険会社等に拡大されました。さらに郵政民営化の流れの中、平成17年10月から全国の郵便局で投資信託の販売がなされるようになり、取扱いをする郵便局の数も次第に増えてきています。全国的なネットワークを持つ郵便局が投資信託の販売を始めたことにより、一挙に認知度が上昇したといえます。それに加え、現在も低金利が続いており、より有利な資金運用を求めて投資資金が集中したという側面もあります。現に、日本銀行の発表によると、平成19年1月の投資信託の販売は前年同月比21.9%の伸びを示し、過去最高の伸び率を示しました。

また、通常株式や債券に投資する場合、一定の資金が必要であったり、購入や売却をいつ行うか、どの価格でどのタイミングで行うか等について全て投資家自身の判断で行わなければなりません。しかし投資信託の場合は、「小口の資金を集めて運用する」という商品の性質上小口の資金でも始められることや、実際の運用は専門家に委ねることになるので運用の煩わしさから解放されるという気軽さも、投資信託への関心の高さや実際に投資信託を購入する人の増加につながっているといえます。

3 「投資信託」の落とし穴

銀行や郵便局で取り扱われるようになって知名度を上げ、契約も増えている投資信託ですが、それに伴って、関係機関に対する苦情もまた増加傾向にあります。

投資信託に関するもので愛媛県消費生活センターに寄せられた苦情の数は、平成17年4月から平成18年12月までの間で16件でした。全国的に見ても、トラブルを経験した金融商品は、「積立型保険商品（生保・簡保・損保）」24.1%、次いで「**株式投資信託**」19.6%、「外貨積立金融商品」15.2%、「**公社債投資信託（MMFなど）**」11.6%の順との結果がでています（国民生活センター「第36回 国民生活動向調査—家計の管理と金融トラブル—」調査報告書による）。

また、中高齢者からの苦情が非常に多いのも特徴です。

投資信託は、銀行や郵便局でも扱われており、あたかも定期預金と同じような金融商品であるかのような誤解もありますが、定期預金とは全く違う金融商品であり、以下に述べるようなリスクがあります。

①元本保証がありません。

定期預金の場合は、金額の制限はありますが、基本的には元本が保証されています。しかし投資信託の場合は元本保証はなく、10万円の投資信託を購入しても、換金時に10万円が戻ってくるとは限りません。

②確定利回りではありません。

定期預金の場合は、固定型・変動型の違いはありますが、一定限の利回りが保証されています。しかし投資信託の場合、パンフレット等に記載している利回りはあくまで予定であって、運用の結果によっては全く運用益が出ない場合もあります。

③手数料がかかります。

定期預金をするのに手数料はいりませんが、投資信託の場合は、購入手数料や運用手数料を負担しなければなりません。

④購入した投資信託が運用会社の都合で強制的に償還（解約）される場合があります。

投資信託の場合、投資の効率を上げるには一定程度の資金規模が必要になるので、解約が相次いで純資金総額が小さくなると投資の効果が上げられないとして、運用会社の方から運用をストップされてしまうことがあります。

4 まとめ

投資信託に限った話ではありませんが、「**ローリスク・ハイリターン**」の金融商品はありません。**ハイリターン（運用益が大きい）商品はリスクもまた大きいのです。**

投資信託について寄せられた苦情の多くは、ハイリスクに関する十分な説明と理解がなかったことに起因するトラブルでした。

また、「投資信託」の中核になる「投資信託会社」の数は、社団法人投資信託協会に所属しているものだけでも122社あります。当然同協会に所属していないものも多数存在し、実際に存在している「投資信託会社」は5,000を超えているともいわれ、その運用実績や規模もまた様々です。中には怪しげなものも存在します。

投資信託の勧誘を受けたとき、購入しようと思ったときは、「**ハイリスク・ハイリターン**」を念頭に、その投資信託にどんなリスクがあるのか、資金を運用する投資信託会社の運用実績はどうかなど、きちんと担当者から説明を受けて、慎重に行動するようにしましょう。

●「消費生活用製品安全法」の改正について

～製品事故情報の報告・公表制度を新設～

重大な製品事故が発生した場合、メーカーや輸入業者に国への報告が義務づけられるとともに、その結果を広く国民に公表します。

- ★国は、重大な製品事故情報を随時公表しますので、新聞、国や都道府県などのホームページに注目してください。
- ★万一、製品事故の被害にあわれた場合には、メーカー、輸入業者、販売店などに、至急ご連絡ください。

報告

(新設)

死亡、重傷、火災などの重大な製品事故が発生した場合、メーカーや輸入業者は、国に事故報告を義務づけ、国は情報を的確に把握します。

公表

(新設)

国は、事故情報を収集・分析し、その結果を広く国民に公表して、第二の重大事故を防止します。

命令

国は、メーカーや輸入業者に安全でない製品の製造や輸入を禁止したり、回収するように命令します。

詳しくは経済産業省商務流通グループ製品安全課までお問い合わせください。

電話 03(3501)4707 ホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/index.htm>

2月のねだん・くらしにかかる主なもの (県職員価格調査から)

(この調査は毎月10日に実施しています。)

区分	品目	規格・量目等	平均価格(円)	前月比(%)	売られていた値段(円)	前年同月平均価格(円)
食	うるち米	5kg国内産 精米 単一品種 コシカカリ	2,020	102.2	1,880 ~ 2,230	2,043
	キャベツ	普通品 1kg	108	80.6	47 ~ 241	235
	ほうれんそう	普通品 1kg	466	79.4	166 ~ 744	568
	トマト	普通品 1kg	508	97.3	218 ~ 823	519
品	牛 肉	100gロース国産(銘柄牛を除く)	636	97.4	398 ~ 999	653
	牛肉(米国産)	100gロース 米国産	—	—	販売なし	—
	牛肉(オーストラリア産)	100gロース オーストラリア産	340	89.9	230 ~ 426	360
	鶏 肉	ブロイラー もも肉 100g	114	99.1	78 ~ 181	114
	豚 肉	100gロース	228	101.3	128 ~ 263	221
石油製品	プロパンガス	一般家庭用10m ³	6,441	99.9	5,628 ~ 7,960	6,162
	灯 油	配達価格18ℓ	1,538	99.0	1,440 ~ 1,800	1,588
	ガソリン	現金売り レギュラー 1ℓ	134	97.1	125 ~ 139	131
日用雑貨	紙 おむつ	乳幼児用 Mサイズ 50~60枚入り	1,303	100.2	980 ~ 1,680	1,286
	トイレトペーパー	古紙114mm×55mm~65mm 12ロール入り 1袋	338	100.9	228 ~ 498	323
	ティッシュペーパー	400枚(200組)入り5箱組	320	98.8	248 ~ 420	361

(注)「売られていた値段」は、県職員が価格調査を実施した店舗で売られていた価格帯です。
物価に関するお問合せやご相談は、愛媛県庁県民生活課(089-921-0631)へお気軽にお寄せ下さい。

県の消費生活相談窓口一覧表 (平成18年4月1日)

機 関 名	区 分	番 号
愛媛県消費生活センター	TEL	089-925-3700
	FAX	089-946-5539
	E-mail	seikatu-center@pref.ehime.jp
	ホームページアドレス	http://www.pref.ehime.jp/ecc/index.htm
西条地方局 消費生活相談窓口	TEL	0897-56-3700
今治地方局 //	TEL	0898-32-3700
松山地方局		消費生活センターへ
八幡浜地方局 消費生活相談窓口	TEL	0894-24-3700
宇和島地方局 //	TEL	0895-25-3700

発行：愛媛県県民環境部管理局県民生活課

(〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2) 089-921-0631 (兼FAX)

愛媛県消費生活センター (〒791-8014 松山市山越町450番地) 089-926-2603